

ウォーターPPPの導入について

1. はじめに

ウォーターPPPとは、

水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした**官民連携方式**で、**コンセッション（公共施設等運営事業）方式**と、「**管理・更新一体マネジメント方式**」を併せた総称

※PPP/PFI推進アクションプラン（R5）内閣府

既存の下水処理場や下水道管渠施設の
運転・維持管理を民間の技術・ノウハウ
を活用しマネジメントしていく仕組み。

解消に向けて



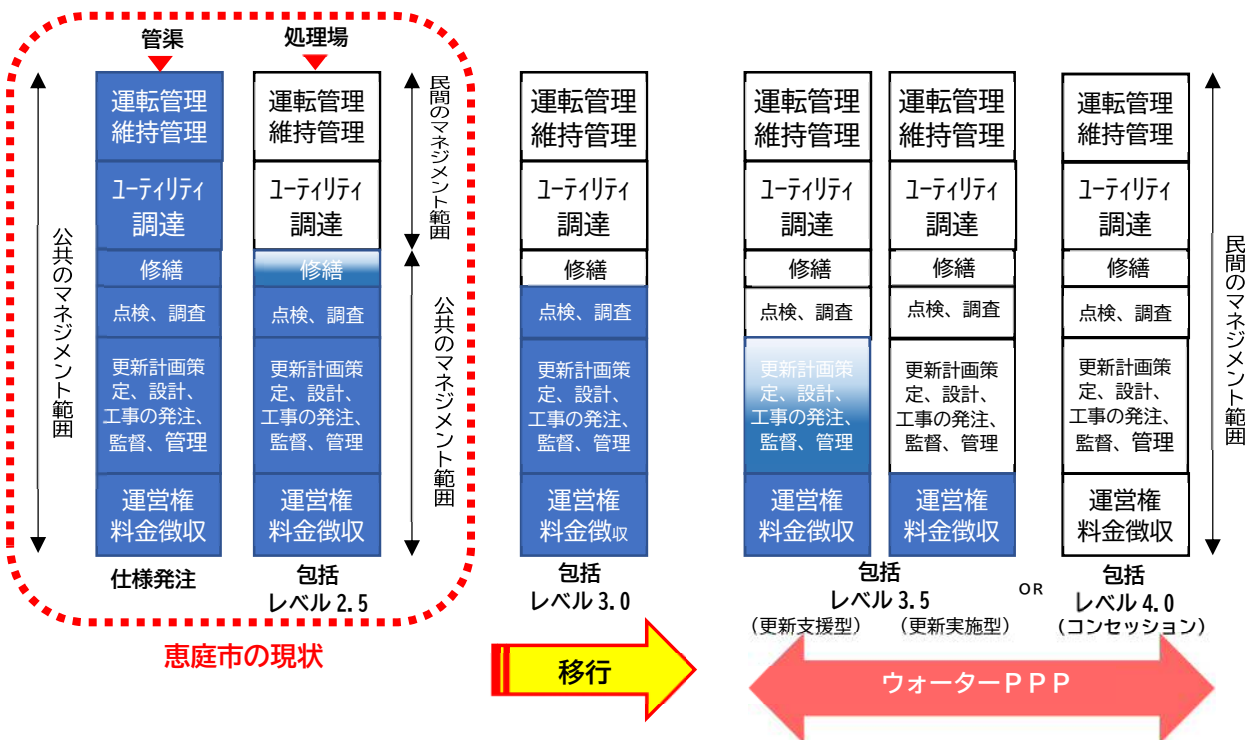
2. 導入の要件

ウォーターPPPの導入に際し、以下の4項目を満たす必要があります。

- ① 長期契約 : **原則10年**
- ② 性能発注 : 管渠は段階的な移行も可能
- ③ 維持管理と更新の一体的マネジメント: 「更新実施型」か「更新支援型」を選択
- ④ プロフィットシェア: 契約時の見積り額から企業努力等で縮減した場合、官・民で分配

3. 現状と包括レベル検討

本市の現状は、管渠施設は「仕様発注」、処理場は「包括レベル2.5」であり、ウォーターPPPに求められる包括レベルは3.5以上となります。



「ウォーターPPP」では、**包括レベル3.5** または **レベル4.0** までの導入が求められます。

4. 導入に向けた基本的な考え方

日常生活に欠かせない下水道インフラを安定的に運転・維持管理を行う必要があるため、以下を考慮し、導入の可否の検討を行います。

- ① ウォーターPPP 導入による下水道事業経営への影響
- ② 受託事業者の技術力、人材、経営状況などの事業継続の信頼性
- ③ 市職員の体制不足やノウハウ不足による業務の引継ぎや災害時の体制への影響
- ④ その他、事業運営に大きく関わる影響

5. スケジュール（予定）

ウォーターPPP の導入時期については、**社会資本整備総合交付金の要件化**（一部重要管路を除く污水管改築更新費用）となる **R9 年度から**の導入を想定し、令和6年度より**導入の可能性調査を実施**します。

R6年度 導入可能性調査（サウンディング調査など）

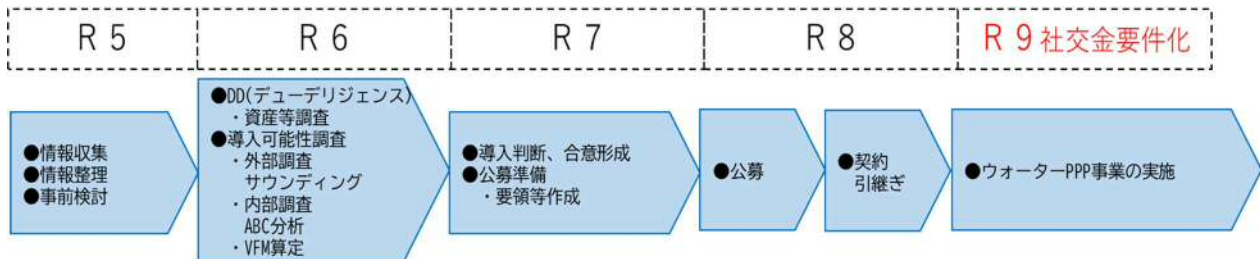
R7年度 導入判断



R7年度 合意形成、公募準備

R8年度 公募、契約・引継ぎ

R9年度 ウォーターPPP 事業の開始



PPP とは、 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。

PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。